
比布町耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月

比 布 町

〔 目 次 〕

| | |
|--------------------------------------|----|
| 序章 計画の目的・位置づけ等 | |
| (1) 目 的 | 1 |
| (2) 計画の位置づけ | 2 |
| (3) 計画期間 | 3 |
| (4) 本計画の対象となる建築物 | 3 |
| 第1章 比布町において想定される地震と被害予測 | |
| (1) 北海道における過去の地震被害 | 4 |
| (2) 想定される地震と規模 | 5 |
| (3) 想定地震による被害予測 | 6 |
| 第2章 住宅・建築物の耐震化の目標 | |
| (1) 耐震化の現状 | 12 |
| (2) 耐震化の目標 | 21 |
| (3) 公共建築物の耐震化計画 | 23 |
| 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | |
| (1) 耐震化を図る施策の方針 | 24 |
| (2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策の概要 | 25 |
| (3) 地震時の建築物の総合的な安全対策 | 27 |
| (4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 | 28 |
| (5) 重点的に耐震化すべき区域 | 28 |
| 第4章 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | |
| (1) 「揺れやすさマップ」・「地域危険度マップ」の作成・公表 | 29 |
| (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実 | 29 |
| (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | 29 |
| (4) 地域との連携 | 29 |
| 第5章 耐震化を促進するための指導や命令等 | |
| (1) 耐震改修促進法による指導等の実施 | 30 |
| (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施 | 31 |
| 第6章 その他耐震化の促進に関する事項 | |
| (1) 所管行政庁との連携 | 32 |
| (2) 関係団体との連携 | 32 |
| (3) 関係部局との連携 | 32 |
| (4) 計画の進行と管理 | 32 |
| 【巻末資料】 | |
| 資料 - 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） | |
| 資料 - 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 | |
| 資料 - 3 特定建築物の一覧 | |
| 資料 - 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 | |

序章 計画の目的・位置づけ等

(1) 目的

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多くの尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者数の約 9 割の方が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。また、倒壊した建築物による道路の閉そくや火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。



新潟県中越沖地震による
住宅の倒壊の状況

近年では、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が短い期間で発生しており、地震は「いつ」、「どこで」発生してもおかしくないとの認識が専門家の間でも広がっています。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）が平成 7 年に施行されました。

平成 16 年 10 月発生の新潟県中越地震後には、東海、東南海・南海地震に関する『地震防災戦略』（平成 17 年 3 月）において、今後 10 年間で死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、中央防災会議で決定された『建築物の耐震化緊急対策方針』（平成 17 年 9 月）では、建築物の耐震化は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」とであると位置づけられました。

平成 18 年 1 月には、計画的かつ効果的な耐震化を目的として、各自治体による「耐震改修促進計画」の策定責務などを盛り込んだ法改正がなされ、建築物（特定建築物等）に対する指導等の強化など新たな条項が規定されました。さらに、『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』（以下、「国の基本方針」という。）が公布され、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の約 75% から平成 27 年までに 90% とすることが目標とされました。

これを受け、北海道は、平成 18 年 12 月に『北海道耐震改修促進計画』（以下、「道計画」という。）を策定し、国の基本方針と同様に住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率を 90% とすることを目標としました。

比布町周辺には、増毛山地東縁断層帯等の断層が位置しているとともに、十勝沖・釧路沖の地震等の海溝型地震が発生するおそれがあることから、地震による被害を軽減するためにも住宅・建築物の耐震化を進めていくことが必要です。

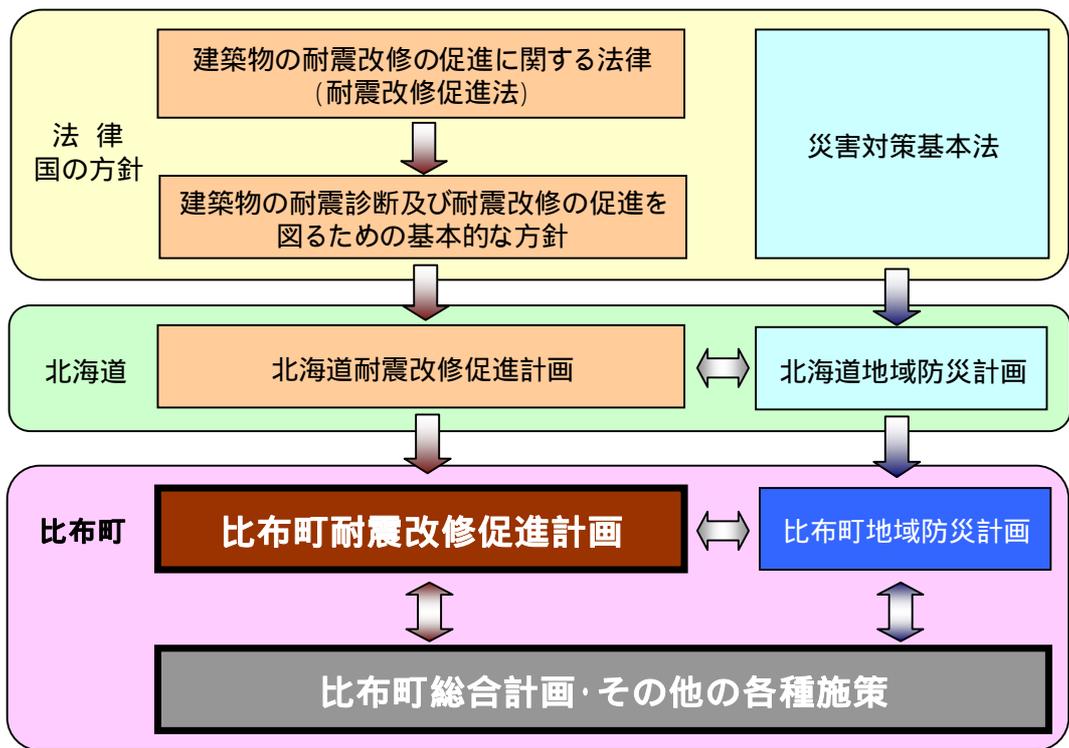
『比布町耐震改修促進計画』は、本町において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るため、北海道や建築関係団体、自治会等と連携して計画的かつ総合的に建築物の耐震化を推進するために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

平成18年の法の改正によって、以下の内容が規定されました。

- 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで、計画的に耐震化を促進すること
- 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数のものが利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修の努力義務があること
- 特定建築物は用途に応じて規模を引き下げるとともに、危険物を取り扱う建築物や、緊急輸送道路等の地震時に通行を確保すべき道路に面する住宅・建築物も新たに対象とすること
- 特定建築物 に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること
- 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

本町は、法第5条第7項の規定にもとづき、道計画や『比布町地域防災計画』等の上位計画、関連計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断及び耐震改修を推進していくための基本計画として、『比布町耐震改修促進計画』を策定します。



比布町耐震改修促進計画の位置付け

特定建築物

法第6条第1号：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

法第6条第2号：火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場

法第6条第3号：北海道耐震改修促進計画で定められた緊急輸送道路等の地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

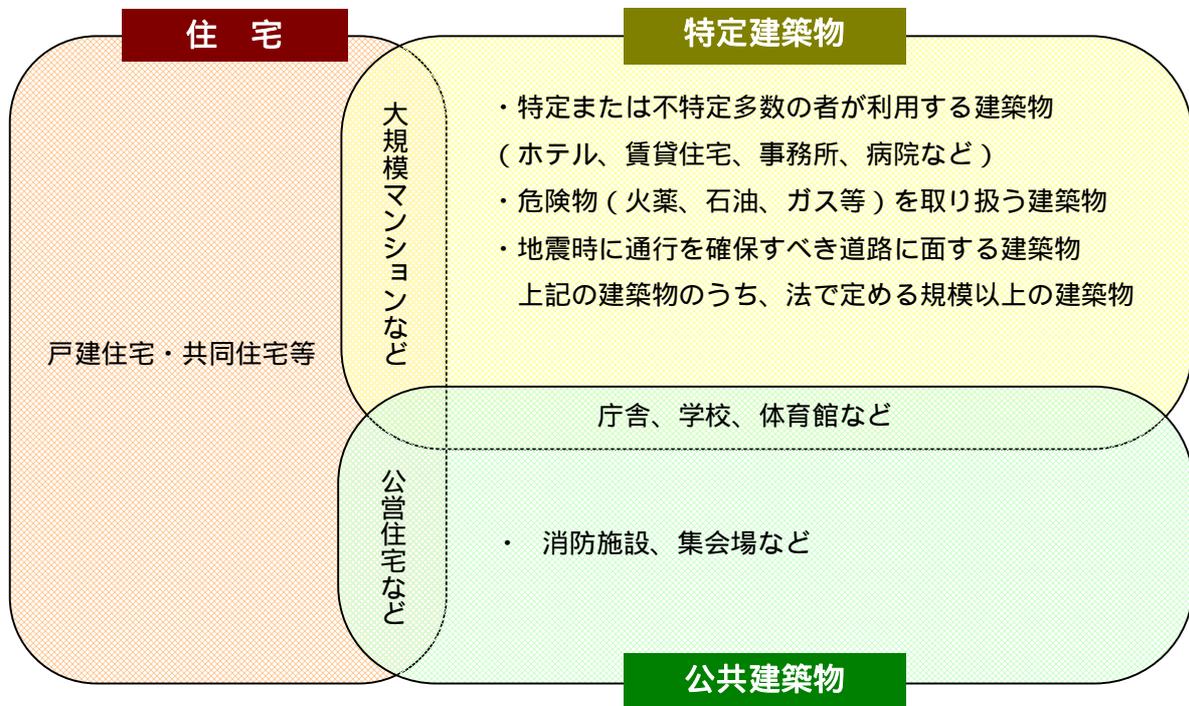
また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改訂等に対応して、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(4) 本計画の対象となる建築物

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に現行の耐震基準を満たさない古い建築物の被害が顕著にみられたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物を昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の構造基準で設計・建築された既存建築物とします。

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

| |
|--|
| <p>住 宅</p> <p>特定建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 6 条第 1 号特定建築物：多数の者が利用する建築物 ・法第 6 条第 2 号特定建築物：危険物を取り扱う貯蔵場・処理場 ・法第 6 条第 3 号特定建築物：緊急輸送道路等の地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物 <p>公共建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や学校など町所有の建築物 |
|--|



計画の対象とする建築物

計画の対象となる建築物は、「住宅」や「特定建築物」、「公共建築物」に分類されますが、図に示すように、庁舎や学校、体育館等は規模が大きい場合は「特定建築物」と「公共建築物」の双方で対象となるなど、重複する建築物があります。

第1章 比布町において想定される地震と被害予測

(1) 北海道における過去の地震被害

近年、北海道内では平成5年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震等が発生しておりますが、本町では大きな被害はこれまで発生しておりません。

過去に道内で発生した地震被害は下表のとおりです。

近年発生している阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の直下型の大地震は、「いつ」、「どこで」発生するかわからない状況にあり、日ごろからの備えが重要です。

北海道内の主な地震被害

| 区分 | 発生日月日 地震名 | 規模 (M) | 震度 | 地域名 | 被害状況 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------|----------------------------|--|---|
| 太平洋側 | 昭和27(1952)年3月4日 十勝沖地震 | 8.2 | 5 | 浦河、帯広、釧路 | 太平洋一帯に大被害、大津波 死者28、不明者5、負傷者287 住家全壊815、流出91、半壊1,324 |
| | 昭和43(1968)年5月6日 十勝沖地震 | 7.9 | 5 | 浦河、苫小牧、広尾、 函館 | 南西部地方を中心に被害、津波 死者2、負傷者133 住家全壊27、半壊81 |
| | 昭和48(1973)年 6月17日 根室半島南東沖地震 | 7.4 | 5 | 釧路、根室 | 釧路、根室地方に被害、津波 負傷者28 住家全壊2、半壊1 |
| | 昭和57(1982)年 3月21日 浦河沖地震 | 7.1 | 6 | 浦河 | 日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28 |
| | | | 4 | 帯広、苫小牧、札幌、小樽 | |
| | 平成5(1993)年1月15日 釧路沖地震 | 7.8 | 6 | 釧路 | 釧路、十勝地方を中心に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254 |
| | 5 | | 帯広、広尾、浦河 | | |
| 平成6(1994)年10月4日 北海道東方沖地震 | 8.1 | 6 | 釧路、厚岸、中標津 | 根室地方を中心に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348 | |
| | | 5 | 根室、広尾、浦河 | | |
| 平成15(2003)年 9月26日 十勝沖地震 | 8.0 | 6弱 | 新冠、静内、浦河、鹿追、忠類、幕別、豊頃、釧路、厚岸 | 日高、十勝、釧路地方を中心に被害 行方不明2、負傷者847 住家全壊116、半壊368 | |
| 日本海側 | 天保5(1834)年2月9日 (石狩川河口付近) | 6.4 | 6 | 石狩川河口付近(推定) | 石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3 |
| | 5 | | 札幌市の一部(推定) | | |
| | 大正7(1918)年5月26日 留萌沖地震 | 6.0 | 5 | 鬼鹿、幌延 | 留萌郡鬼鹿村に小被害 |
| | 昭和15(1940)年8月2日 積丹半島沖地震 | 7.5 | 4 | 羽幌、留萌、幌延、岩内、乙部 | 天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10、住家全壊26、半壊7 |
| | 昭和58(1983)年 5月26日 日本海中部地震 | 7.7 | 4 | 森、江差 | 渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊9、半壊12 |
| 平成5(1993)年7月12日 北海道南西沖地震 | 7.8 | 5 | 小樽、寿都、江差、深浦 | 渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323 住家全壊601、半壊408 | |
| 内陸 | 昭和34(1959)年 1月31日 弟子屈地震 | 6.3 | 5 | 阿寒湖畔、上御卒別 | 弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊2、一部損壊 |
| | | | 4 | 釧路 | |
| | 昭和62(1987)年 1月14日 日高山脈北部地震 | 7.0 | 5 | 釧路 | 胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家半壊 |
| 4 | 帯広、苫小牧、根室、浦河、広尾 | | | | |

出典：「北海道耐震改修促進計画」

【直下型】：内陸型地震のうち直下を震源とする地震

【M】：マグニチュード。地震のエネルギー規模をあらわす単位

【震度】：地震時における各地点の揺れの強さをあらわす単位

(2) 想定される地震と規模

北海道では、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会で想定している海溝型地震を主とした8つの想定地震と国の地震調査研究推進本部で想定している主要活断層による12の内陸型地震、『全国どこでも起こりうる直下の地震』による震度予測を行っております。

『全国どこでも起こりうる直下の地震』とは、活断層が地表で認められていないが、全国のすべての地域で起こりうる地震であり、過去の事例や防災上の観点からマグニチュード6.9の地震規模として震度予測を行っています。

これらの地震の震源やマグニチュード等は下表に示すとおりです。

北海道における想定地震

| 北海道・中央防災会議の想定地震 | | | 地震調査研究推進本部の想定地震 | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------|-----------------|-------------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | | | | | |
| 地震名称 | 位置(旧測地系) | マグニチュード | 断層の名称 | 断層モデル | マグニチュード | 断層長さ | 断層幅 | 傾斜角 |
| 石狩地震 | 点震源:北緯 43.25度 東経 141.25度 | M 6.75 | 標津断層帯 | 標津断層帯 | M 7.7 | 53 km | 14 km | 北西 60度 |
| 北海道東部地震 | 点震源:北緯 42.5度 東経 146度 | M 8.25 | 十勝平野断層帯 | 十勝平野断層帯西部 | M 8.0 | 84 km | 20 km | 東 60度 |
| 釧路北部地震 | 点震源:北緯 43.5度 東経 144.5度 | M 6.5 | 十勝平野断層帯 | 光地園断層 | M 7.2 | 27 km | 20 km | 東 60度 |
| 日高中部地震 | 点震源:北緯 42.25度 東経 142.5度 | M 7.25 | 富良野断層帯 | 富良野断層帯西部 | M 7.2 | 29 km | 14 km | 西 60度 |
| 留萌沖地震 | 点震源:北緯 44度 東経 141度 | M 7.0 | 富良野断層帯 | 富良野断層帯東部 | M 7.2 | 27 km | 14 km | 東 60度 |
| 後志沖地震 | 点震源:北緯 43度 東経 139度 | M 7.75 | 増毛山地東縁断層帯 | 増毛山地東縁断層帯 | M 7.8 | 58 km | 20 km | 西 60度 |
| 十勝沖・釧路沖の地震 | 面震源:上図中の断層領域 | M 8.2 | 沼田・砂川付近の断層帯 | 沼田・砂川付近の断層帯 | M 7.5 | 37 km | 20 km | 東 60度 |
| 根室沖・釧路沖の地震 | 面震源:上図中の断層領域 | M 8.3 | 当別断層 | 当別断層 | M 7.0 | 19 km | 19 km | 西 40度 |
| | | | 石狩低地東縁断層帯 | 石狩低地東縁断層帯西部 | M 8.0 | 44+27km | 24 km | 東 45度 |
| | | | 石狩低地東縁断層帯 | 石狩低地東縁断層帯東部 | M 7.1 | 24 km | 24 km | 東 45度 |
| | | | 黒松内低地断層帯 | 黒松内低地断層帯 | M 7.3 | 32 km | 32 km | 西 60度 |
| | | | 函館平野西縁断層帯 | 函館平野西縁断層帯 | M 7.3 | 22 km | 22 km | 西 60度 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画(平成14年3月)で想定されている6つの地震(石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震)と中央防災会議の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会(平成18年1月)で想定されている2つの地震(十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震)の計8つの地震を想定しています。 | <ul style="list-style-type: none"> 地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯(標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯)における12の地震を想定しています。 |
|---|--|

(3) 想定地震による被害予測

震度予測

北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会で想定している海溝型地震を主とした8つの想定地震のうち、本町において震度が最大となるのは、『十勝沖・釧路沖の地震』であり、最大震度は震度4以下となります。

国の地震調査研究推進本部で想定している主要活断層による12の内陸型地震のうち、本町において震度が最大となるのは、『増毛山地東縁断層帯による地震』であり、最大震度は震度5弱となります。

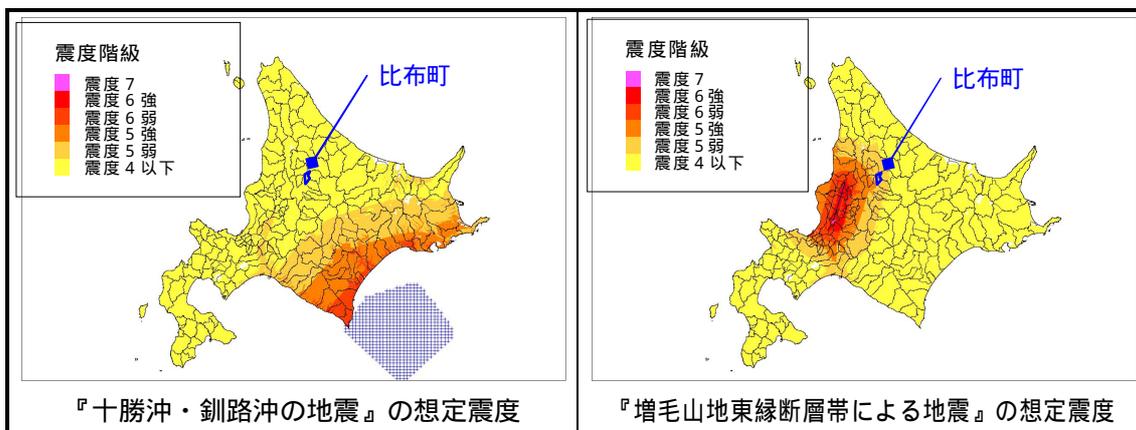
『全国どこでも起こりうる直下の地震』では、最大震度は震度6弱となります。

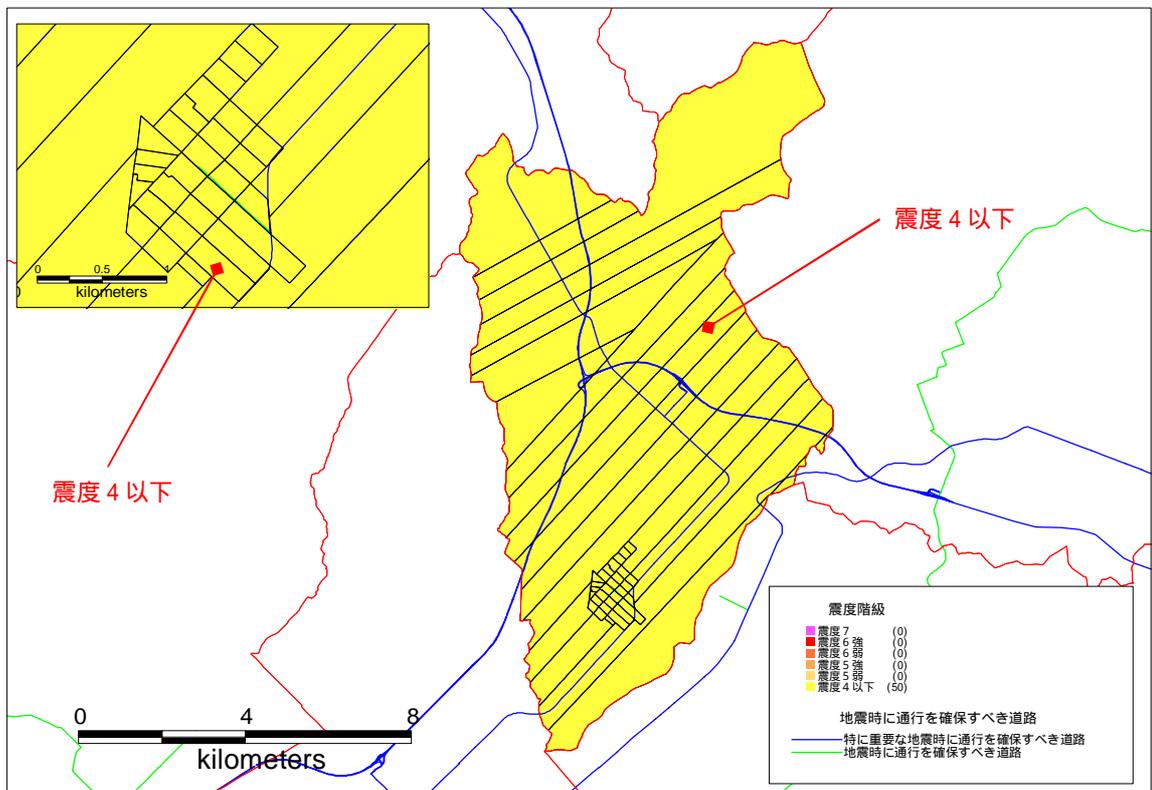
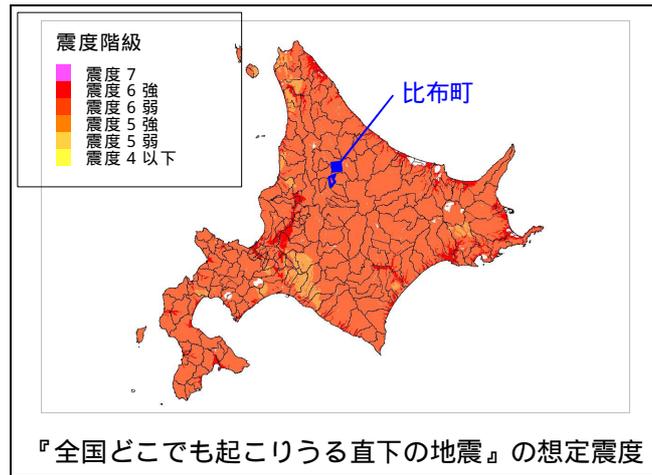
震度予測の結果、本町で想定される地震のうち、最大の震度となり最も大きな被害が予測されるのは、『全国どこでも起こりうる直下の地震』です。

震度6弱から震度6強となると、旧耐震基準(昭和56年5月以前)の木造住宅は倒壊のおそれがあるため、耐震診断により耐震性を確認するとともに、耐震性が不十分な場合は耐震改修や建替え等の対策が必要となります。

本町において想定される地震の震度予測結果

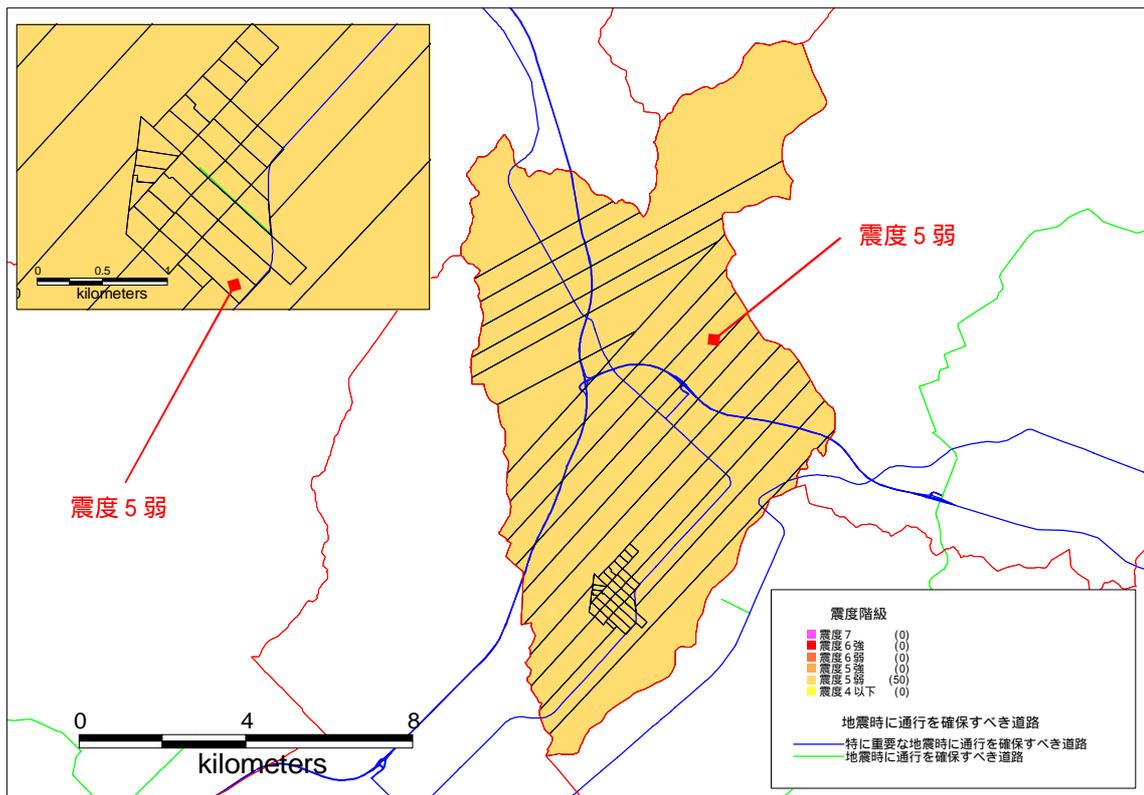
| 想定地震 | 北海道・中央防災会議の想定地震 | 地震調査研究推進本部の想定地震 | 『全国どこでも起こりうる直下の地震』 |
|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | 十勝沖・釧路沖の地震 | 増毛山地東縁断層帯による地震 | |
| 想定マグニチュード | 8.2 | 7.8 | 6.9 |
| 最大震度 | 震度4 | 震度5弱 | 震度6弱 |



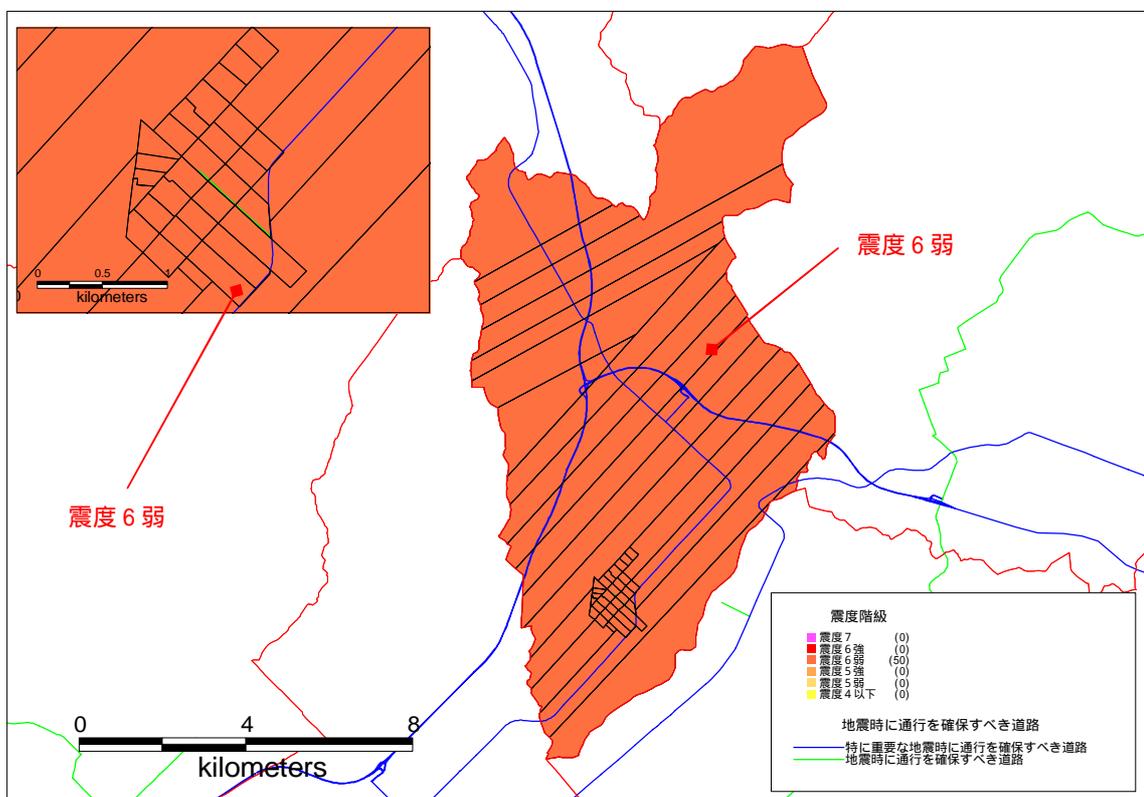


本町における『十勝沖・釧路沖の地震』の想定震度

第1章 比布町において想定される地震と被害予測

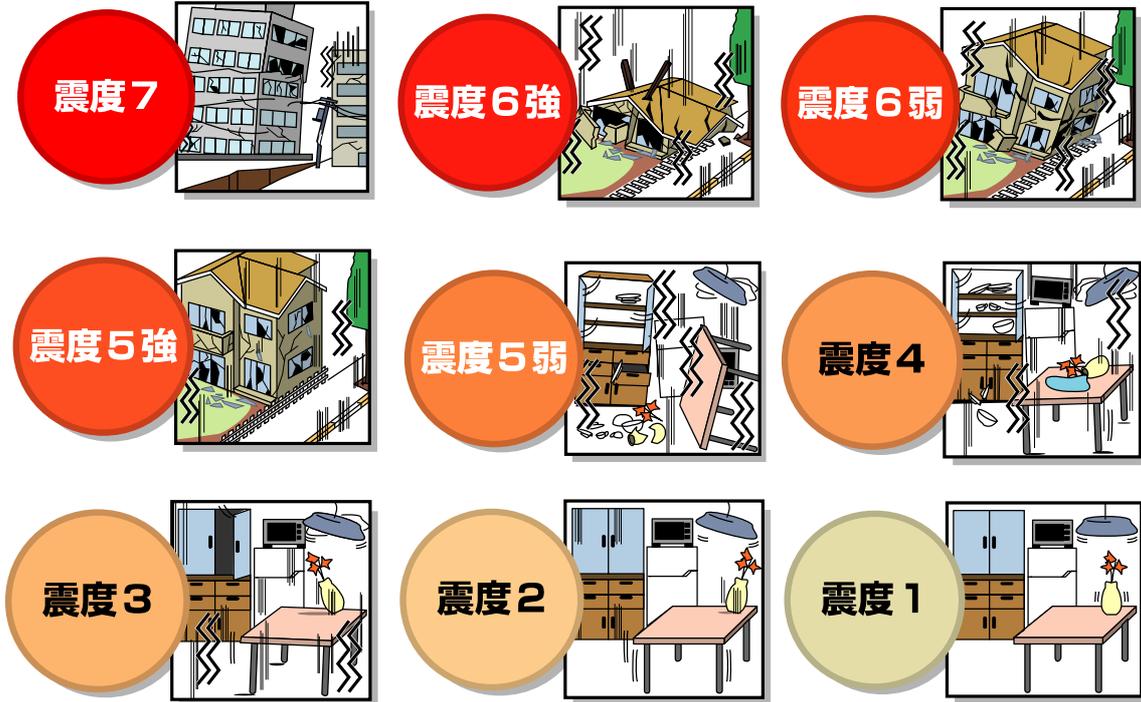


本町における『増毛山地東縁断層帯による地震』の想定震度



本町における『全国どこでも起こりうる直下の地震』の想定震度

震度ごとの被害状況の目安



| 震度 | 人 間 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|----|--|--|---|
| 7 | 揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。 | ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。 | 耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。 | 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。 | 耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。 | 耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。 |
| 5強 | 非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。 | 耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。 |
| 5弱 | 多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。 | つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。 | 耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破損するものがある。 |
| 4 | かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。 | 棚にある食器類が、音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 2 | 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | |
| 1 | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。 | | |

被害予測

『十勝沖・釧路沖の地震』、『増毛山地東縁断層帯による地震』、『全国どこでも起こりうる直下の地震』の3つの想定地震による建築物の被害予測を、過去の阪神・淡路大震災や2000年鳥取県西部地震の被害結果に基づいた経験的な手法により算定しました。その結果を下表に示します。

被害予測の結果、『十勝沖・釧路沖の地震』や『増毛山地東縁断層帯による地震』では、本町における震度は4～5弱と比較的小さいため建築物の被害はないものと予測されます。

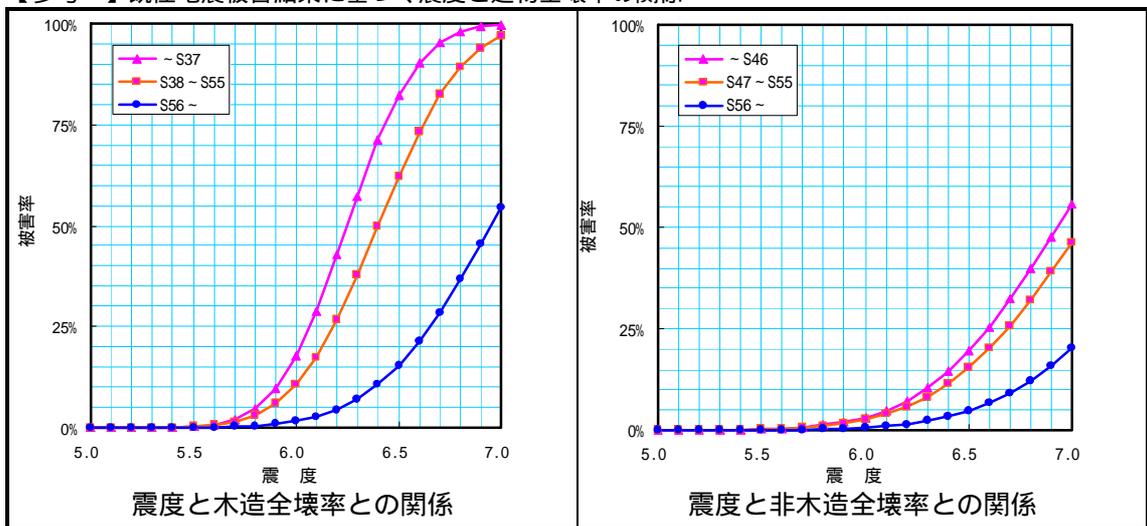
『全国どこでも起こりうる直下の地震』では、本町の震度は6弱と予測され、建築物の被害は全壊¹29棟、半壊²244棟、人的被害は死者1名、負傷者36名と予測されます。次ページには建物の倒壊率を表す危険度マップを示します。

本町において想定される地震の被害予測結果

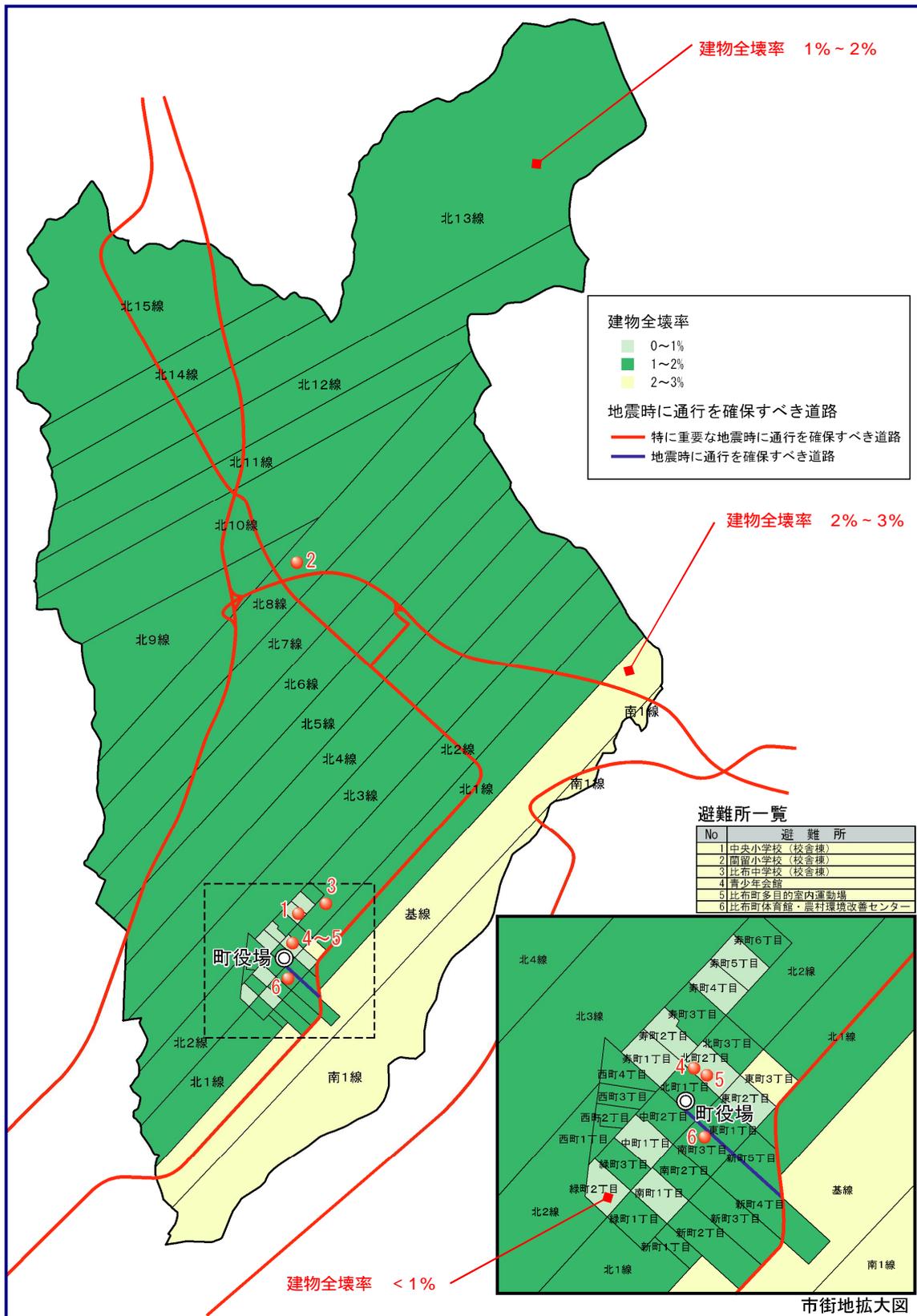
| 想定地震 | 北海道・中央防災会議の想定地震 | 地震調査研究推進本部の想定地震 | 「全国どこでも起こりうる直下の地震」 |
|-----------|--|--|--|
| | 十勝沖・釧路沖の地震 | 増毛山地東縁断層帯による地震 | |
| 想定マグニチュード | 8.2 | 7.8 | 6.9 |
| 町内の最大震度 | 震度4 | 震度5弱 | 震度6弱 |
| 建築物の被害予測 | 全壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) 半壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) | 全壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) 半壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) | 全壊 29棟 (木造:27棟、非木造:2棟) 半壊 244棟 (木造:235棟、非木造:9棟) |
| 人的被害 | 死者 0名 負傷者 0名 | 死者 0名 負傷者 0名 | 死者 1名 負傷者 36名 |

- 1 全 壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のも。
- 2 半 壊：住家の損害がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用出来るもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のもの。

【参考】 既往地震被害結果に基づく震度と建物全壊率の関係



出典：地震防災マップ作成技術資料(2005.3,内閣府(防災担当))



『全国どこでも起こりうる直下の地震』における地域危険度マップ

第2章 住宅・建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日に施行され、新耐震設計法が導入されました。この改正を踏まえて、これ以降に建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これ以前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と分類します。

「耐震性を有する建築物」とは、地震に対する安全性が確保された建築物のことであり、新基準により建築された建築物や、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修や建替えにより耐震化した建築物をいいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧耐震基準により建築された建築物のことであり、耐震診断結果から耐震性を満たさず、あるいは、耐震改修が行われた建築物は除きます。

住 宅

本町の住宅はほとんどが戸建て住宅であり、共同住宅等のごくわずかとなっています。構造別では木造住宅が約9割を占めており、鉄骨・鉄筋コンクリート造等の非木造住宅が約1割となっています。

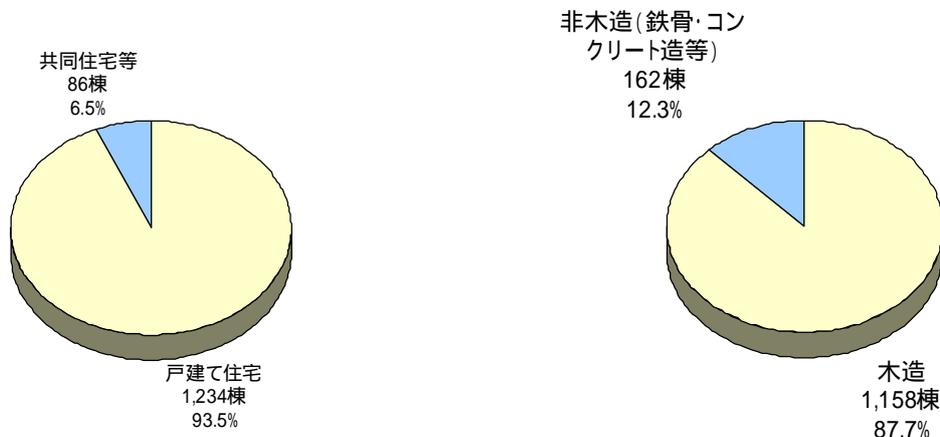
平成21年度時点における住宅の種類及び構造別の棟数

(単位：棟)

| 種 別 | 木 造 | | 非 木 造 | | 合 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 昭和56年以前 | 昭和57年以降 | 昭和56年以前 | 昭和57年以降 | |
| 戸 建 住 宅 | 684 | 462 | 71 | 17 | 1,234 |
| 共同住宅等 | 0 | 12 | 32 | 42 | 86 |
| 合 計 | 684 | 474 | 103 | 59 | 1,320 |

出典：比布町資料に基づき集計

空家は除き、町有・町営住宅を含みます。



住宅の種類及び構造の割合

戸建住宅及び共同住宅の建築年度別の戸数を整理し、住宅の耐震化率を算定しました。算定式は以下のとおりであり、昭和56年以前の住宅のうち耐震性を有する住宅戸数の割合は、道内の実績等を考慮して、戸建住宅は38%、共同住宅は89%が耐震性を有するものとししました。

平成21年時点における本町の住宅総数は1,320棟であり、耐震化率は64.5%と推計され、道全体の耐震化率(76%)よりも若干低い水準にあります。

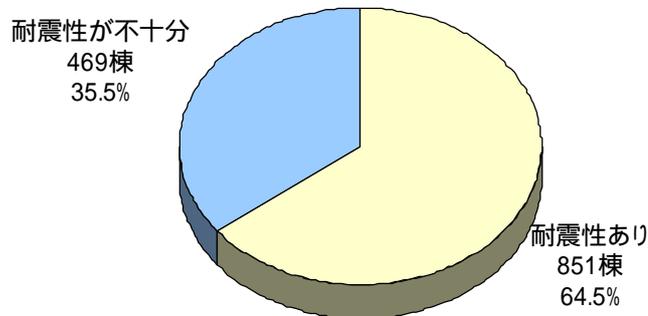
$$\text{耐震化率(\%)} = \frac{\text{昭和57年以降の住宅棟数} + \text{昭和56年以前のうち耐震性を有する住宅棟数}}{\text{全住宅棟数}} \times 100$$

平成21年度時点における住宅の耐震化率

(単位：棟)

| 種別 | 全棟数 = + | 昭和57年以降の棟数 | 昭和56年以前の棟数 | | 耐震性を有する棟数 = + | 耐震化率(%) = / × 100 | |
|-------|------------|------------|----------------------|-------------------|------------------|----------------------|-------|
| | | | 耐震性を有する棟数 = × 推計値 | 耐震性が不十分な棟数 = - | | | |
| 戸建住宅 | 1,234 | 479 | 755 | 287 | 468 | 766 | 62.1% |
| 共同住宅等 | 86 | 54 | 32 | 32 | 0 | 86 | 99.6% |
| 合計 | 1,320 | 533 | 787 | 318 | 469 | 851 | 64.5% |

昭和56年以前の戸建て住宅のうち38%(道内診断実績、木造戸建て住宅の耐震性)、共同住宅のうち89%(道内実績)が耐震性を有するとしました。空家は除き、町有・町営住宅を含みます。



平成21年度時点における住宅の耐震化率

特定建築物

本町における特定建築物の総数は、下表に示すように平成21年度時点で12棟となっています。

平成21年度時点における特定建築物の棟数

| 法 | 特定建築物等 | 規模要件 (対象規模) | 指示対象 (規模要件) | 公表対象 | 該当棟数 | |
|--------------------|---|-------------------------------|----------------|------|------|----|
| | | | | | 民間 | 町有 |
| 第6条 第1号 | 幼稚園・保育所 | 階数が2以上 かつ500㎡以上 | 750㎡以上 | | - | - |
| | 小学校等 (小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、盲学校、聾学校若しくは養護学校) | 階数が2以上 かつ1000㎡以上 | 1500㎡以上 | | - | 3 |
| | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数が2以上 かつ1000㎡以上 | 2000㎡以上 | | - | - |
| | 病院、診療所 | 階数が3以上 かつ1000㎡以上 | 2000㎡以上 | | - | - |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | - | - |
| | 集会場、公会堂 | | | | - | - |
| | 展示場 | | | | - | - |
| | ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | | | - | - |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | | | - | - |
| | ホテル、旅館 | | | | - | 1 |
| | 博物館、美術館、図書館 | | | | - | - |
| | 遊技場 | | | | - | - |
| | 公衆浴場 | | | | - | - |
| | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | | - | - |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | - | - |
| | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | - | - |
| | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | - | - | | | |
| | 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | - | - | | | |
| | 学校(第2号以外の学校) | 階数が3以上 かつ1000㎡以上 | - | - | - | - |
| | 卸売市場 | | | | - | - |
| | 賃貸住宅(共同住宅に限る) 寄宿舍、下宿 | | | | - | - |
| | 事務所 | | | | - | - |
| | 工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く) | | | | - | - |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 1000㎡以上 | 2000㎡以上 | | - | 2 | |
| 第6条第1号 計 | | | | | - | 6 |
| 第6条 第2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物 | 500㎡以上 | | 4 | - |
| 第6条 第3号 | 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 政令で定める高さを越える建築物 | - | - | 2 | - |

公表(法7条第3項)の対象: 正当な理由が無く指示に従わなかったとき、公表の対象となります。

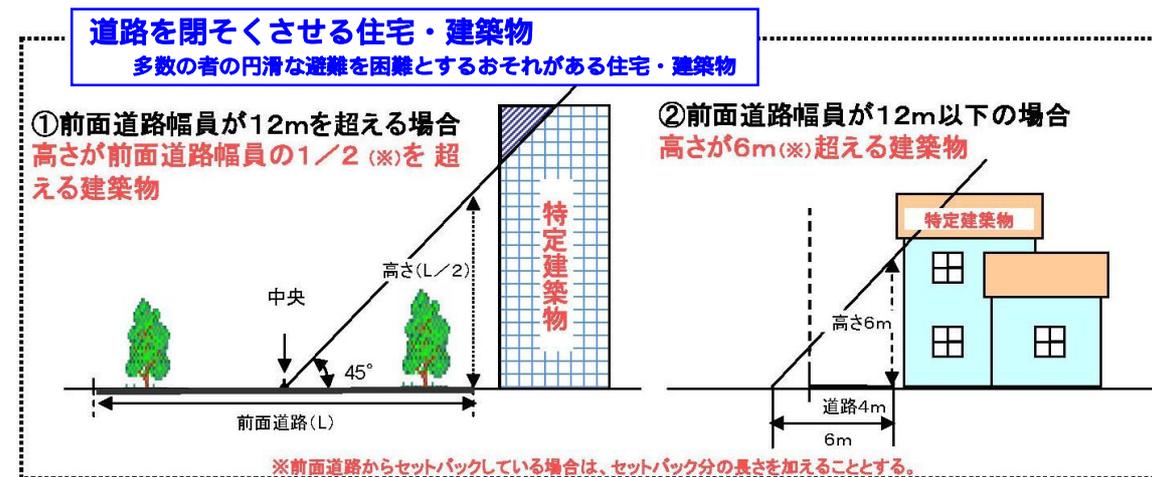
法第6条第2号に該当する危険物の種類と数量

| 危険物の種類 | 危険物の数量 |
|--------------------------|-----------------------|
| 火薬類 | 火薬の場合 10t 他規定あり |
| 「危険物の規制に関する政令」別表第三の指定危険物 | 各々「指定数量」の10倍 |
| 同政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 | 30t |
| 同政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 | 20m ³ |
| マッチ | 300 マッチトン |
| 可燃性ガス（ ・ 除く） | 20,000m ³ |
| 圧縮ガス | 200,000m ³ |
| 液化ガス | 2,000t |
| 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物 | 20t |
| 同第二項に規定する劇物 | 200t |

マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

法第6条3号に規定される特定建築物の高さの基準

| |
|-------------------------------------|
| 前面道路幅員が12mを超える場合：道路幅員の1/2の高さを超える建築物 |
| 前面道路幅員が12m以下の場合：6mを超える高さの建築物 |
| 前面道路とは、耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路 |



資料：国土交通省ホームページ

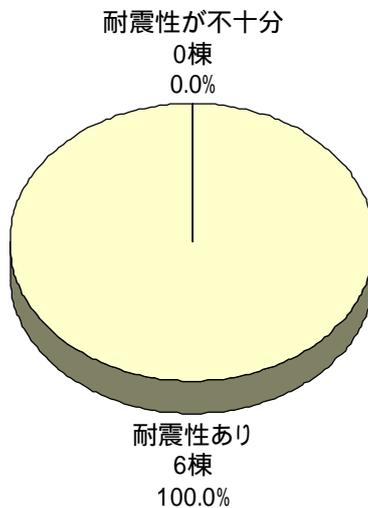
a) 多数の者が利用する特定建築物（法第6条第1号）

本町における多数の者が利用する特定建築物は、民間建築物が0棟、町有建築物が6棟、合計で6棟となっており、耐震化率は100%となっています。

平成21年度時点における多数の者が利用する特定建築物（町有）の耐震化率（法第6条第1号）

（単位：棟）

| 種別 | 全棟数 = + | 昭和57年以降の棟数 | 昭和56年以前の棟数 | | 耐震性を有する棟数 = + | 耐震化率（%） = / × 100 | |
|------------|------------|------------|------------|-------------------|------------------|----------------------|-------|
| | | | 耐震性を有する棟数 | 耐震性が不十分な棟数 = - | | | |
| 学校 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 100.0 |
| 体育館 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 100.0 |
| 保養所 宿泊所 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100.0 |
| 合計 | 6 | 5 | 1 | 1 | 0 | 6 | 100.0 |



平成21年度時点における多数の者が利用する特定建築物（町有）の耐震化率

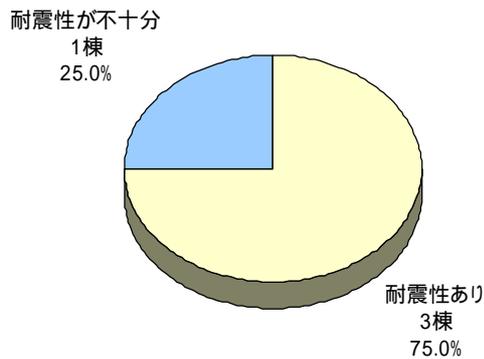
b) 危険物を取り扱う特定建築物（法第6条第2号）

本町における危険物を取り扱う特定建築物は、合計で4棟となっており、耐震化率は75.0%となっています。

平成21年度時点における危険物を取り扱う特定建築物の耐震化率（法第6条第2号）

（棟）

| 施設区分 | S57年以降の棟数 | S56年以前の棟数 | 合計 | 耐震化率 = / ×100(%) |
|----------|-----------|-----------|----|---------------------|
| 給油取扱所 | 2 | 1 | 3 | 66.7 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 1 | 0 | 1 | 100.0 |
| 合計 | 3 | 1 | 4 | 75.0 |



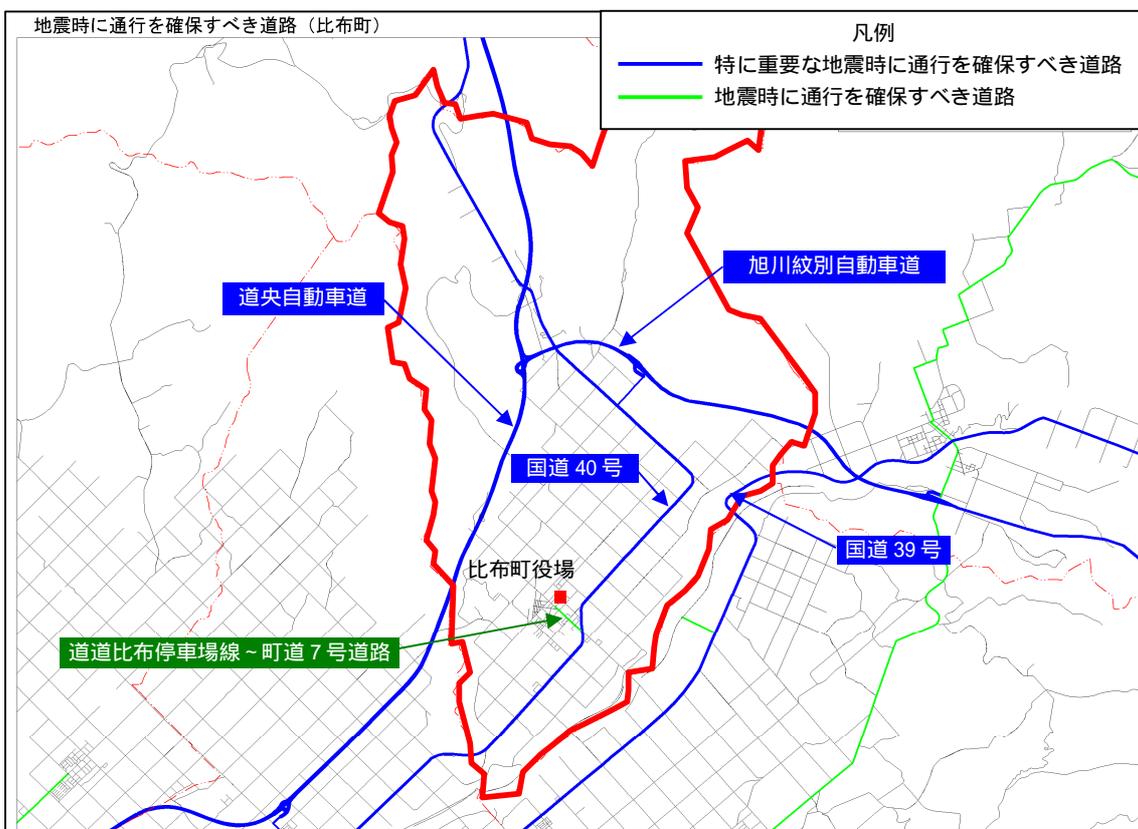
平成21年度時点における危険物を取り扱う特定建築物の耐震化率

c) 地震時に通行を確保すべき道路に面する特定建築物（法第6条第3号）

地震時に通行を確保すべき道路に面する特定建築物（法第6条第3号）は、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」（H18.3,北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）において緊急輸送道路として位置づけられた道路を対象とします。

本町における緊急輸送道路

| 北海道緊急輸送道路ネットワーク | 緊急輸送道路の位置付け | 道計画における位置付け | 本町の対象路線 |
|------------------|---|---------------------|--|
| 第一次緊急輸送道路 | 道庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連結する道路 | 特に重要な地震時に通行を確保すべき道路 | <ul style="list-style-type: none"> 道央自動車道 旭川紋別自動車道 国道40号 国道39号 |
| 第二次緊急輸送道路 | 第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連結する道路 | 地震時に通行を確保すべき道路 | <ul style="list-style-type: none"> 道道比布停車場線 町道7号道路（町役場まで） |
| 第三次緊急輸送道路 | その他の道路 | | |



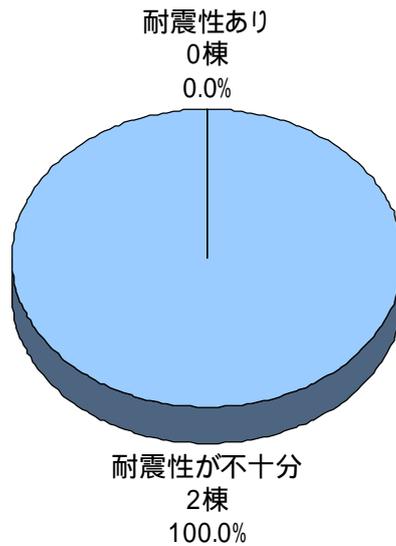
本町における緊急輸送道路位置図

本町における緊急輸送道路に面する特定建築物は合計で 2 棟となっており、耐震化率は 0%となっています。

緊急輸送道路に面する特定建築物の耐震化率（法第6条第3号）

（棟）

| 路線名・市内の区間 | S57年以降の棟数 | S56年以前の棟数 | 合計 | 耐震化率 = / × 100(%) |
|-------------------------------|-----------|-----------|----|----------------------|
| 道央自動車道 | 0 | 0 | 0 | - |
| 旭川紋別自動車道 | 0 | 0 | 0 | - |
| 国道40号 | 0 | 0 | 0 | - |
| 国道39号 | 0 | 0 | 0 | - |
| 道道比布停車場線 ～ 町道7号線（町役場まで） | 0 | 2 | 2 | 0% |
| 合計 | 0 | 2 | 2 | 0% |



平成21年度時点における緊急輸送道路に面する特定建築物の耐震化率



国道40号



道道比布停車場線

町有建築物

町が所有する施設は平成 21 年度時点で合計 127 棟であり、現状における耐震化率は全体では 88.2%となっています。

医療救護拠点やライフライン施設の耐震化率は 100%となっていますが、災害対策本部・災害対策拠点や避難収容施設の耐震化率は 60.0%、83.3%となっており、地震による被害の軽減、震災後の復旧対策等のため、今後、計画的な耐震診断及び耐震改修が必要です。

町有建築物の耐震化率

(単位：棟)

| 種 別 | 全棟数 = + | 昭和 57 年 以降の 棟数 | 昭和 56 年以前の棟数 | | 耐震性を 有する 棟数 = + | 耐震化率 (%) = / × 100 | |
|--|------------|----------------------|---------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------------|-------|
| | | | 耐震性を 有する棟数 | 耐震性が 不十分な棟数 = - | | | |
| 災害対策本部・災害対策 拠点施設 庁舎, 消防施設等 | 5 | 3 | 2 | 0 | 2 | 3 | 60.0 |
| 医療・救護 拠点 病院, 保健センター等 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 100.0 |
| 避難収容施設 学校・体育館等 | 6 | 4 | 2 | 1 | 1 | 5 | 83.3 |
| ライフライン ポンプ場, 配水池等 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 100.0 |
| 災害時要援護 者利用施設 高齢者共同住宅等 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 |
| 不特定多数利 用施設 集会場、図書館、博 物館等 | 10 | 3 | 7 | 0 | 7 | 3 | 30.0 |
| 町営住宅等の 滞在時間が長 い施設 町営住宅, 町有住宅等 | 100 | 64 | 36 | 32 | 4 | 96 | 96.0 |
| 合 計 | 127 | 79 | 48 | 33 | 15 | 112 | 88.2 |

学校の体育館は学校に含むものとして計上しています。
車庫や倉庫など、少数の者しか利用しない施設は計上していません。



平成 21 年度時点における町有建築物の耐震化率

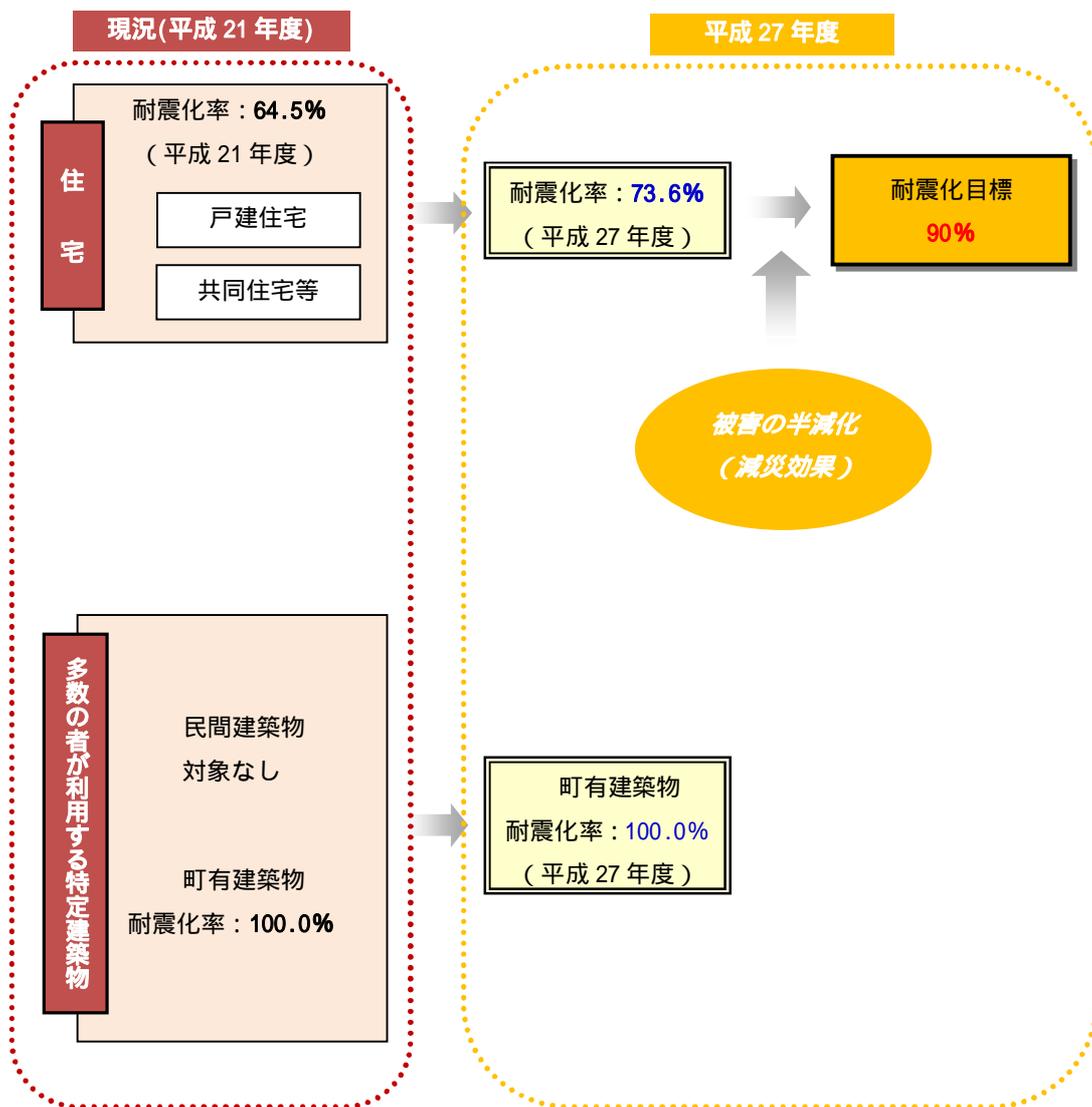
(2) 耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となりました。近年では、平成16年に新潟県中越地震が発生し、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊や損壊といった被害が発生しています。

このため、国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物(法第6条第1号)の耐震化率について、現状の約75%を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

道計画でも同様に、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を90%と設定しています。

本町においては、国の基本方針及び道計画と同様に、平成27年度時点の住宅の耐震化率を90%と設定します。多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は平成21年度時点で100%となっているため、その他の第2～3号特定建築物や町有建築物の耐震化の啓発や向上に努めていきます。



住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化目標

【住宅】

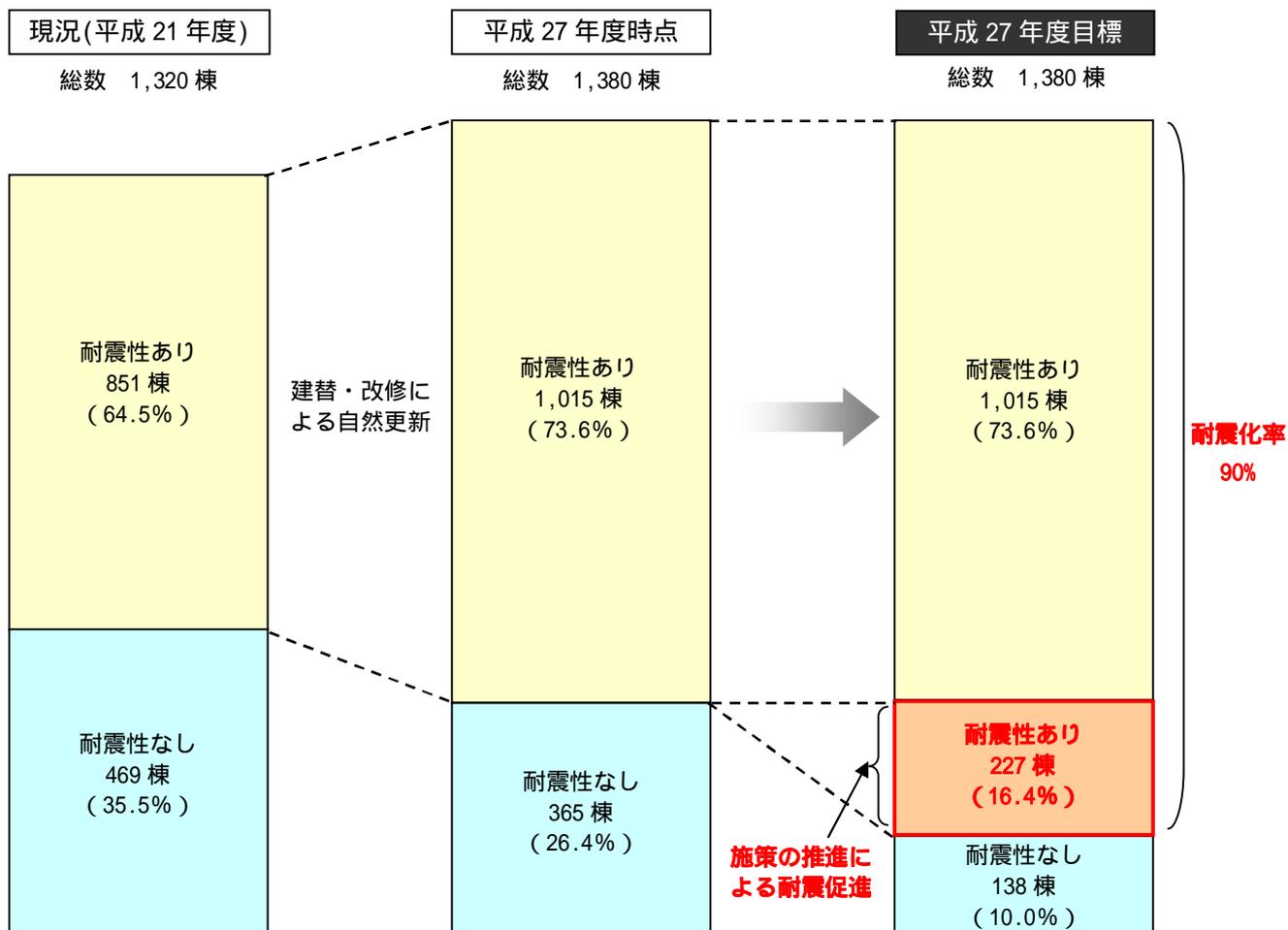
平成27年度時点の住宅の耐震化率は、住宅の増加分や旧耐震基準建築物の建て替え等を考慮すると73.6%になるものと推計されます。

国の基本方針や道計画等を踏まえ、本町における平成27年度時点における住宅の耐震化率を90%とすることを目標とします。

この目標を達成するためには、平成27年度までの6年間で合計227棟の耐震化が必要となります。

住宅の耐震化の推計及び目標（平成27年度時点）

| H21年度時点 現状の耐震化率 | H27年度時点 自然更新による 耐震化率の予測 | H27年度時点 目標耐震化率 | 目標の達成に向けて |
|--------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 64.5% (851棟) | 73.6% (1,015棟) | 90.0% (1,242棟) | 227棟の耐震化が必要となります。 |



平成27年度時点における住宅の耐震化の目標

(3) 公共建築物の耐震化計画

① 町有建築物の耐震化に向けた基本方針

町有建築物については、町は所有者として耐震改修を行うよう努める必要があり、また、地震時における災害対策の拠点や避難収容拠点を担う施設などとなることから、災害時の用途や規模等を考慮して耐震化の優先順位付けを行い、耐震化を推進していくことが必要です。

また、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果や耐震改修の進捗の公表に取り組んでいきます。

② 町有建築物の耐震化の現状

町が所有する建築物は、少数の者しか利用しない施設を除くと、平成21年度時点で合計127棟であり、現状における耐震化率は全体では88.2%となっています。

災害時に特に重要な施設である庁舎や消防施設等の災害対策本部・災害対策拠点施設の耐震化率は60.0%、学校等の避難収容施設の耐震化率は83.3%となっています。

(詳細は、P20を参照のこと。)

③ 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物のうち、庁舎や消防施設等の災害対策拠点施設や学校・体育館等の避難収容施設については、財政事情等を十分考慮した上で、平成27年度には耐震化率が90%以上となるよう努めます。

また、その他の災害時要援護者施設や、集会場・町営住宅等の多数の者が利用する町有建築物についても、下記に示す優先順位に基づいて、計画的な耐震化に努めます。

④ 町有建築物の耐震化計画

町有建築物は、災害時の用途や規模等から耐震化の優先順位を定め、重点的な耐震化を図るものとします。耐震化に当たっては、財政事情等を考慮しつつ、各施設の耐震診断を行い、緊急性の高いものから順次耐震改修に努めていきます。

耐震化に向けた優先順位は以下のように設定します。

優先順位1：災害対策拠点施設（庁舎、消防署等）、避難収容施設（学校・体育館等）

優先順位2：上記以外の町有施設（災害時要援護者施設、多数の者が利用する施設等）

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震化を図る施策の方針

国は、平成18年に国の基本方針を発表し、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項として、住宅及び多数の者が利用する特定建築物（法第6条第1号特定建築物）の耐震化について、それぞれ現状の75%を平成27年度までに少なくとも90%とすることを目標としました。また、北海道においても、道計画において、同様に耐震化率を90%とすることを目標としました。

これを受け本町においても、平成27年度における住宅の耐震化率の目標を90%と設定し、町有建築物については、災害発生時の避難所など重要な拠点から、順次耐震診断・改修を進めていきます。

① 住宅・建築物の所有者と町の役割

1) 住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題、地域の課題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するために、耐震診断・耐震改修を行い、耐震性の向上に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。

2) 町の役割

「町民の生命・財産を守る」ことを基本とし、耐震改修促進計画に基づき、防災拠点となる町有建築物の耐震化を推進します。また、住宅・建築物所有者の耐震化に対する啓発と、安心して耐震診断・改修を行うことができる環境づくりや支援を行います。

② 耐震診断に対する助成、情報提供に関する方針

住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・改修の啓発活動を含め耐震化に対する各種支援策の普及を図ります。

また、耐震診断費用への助成、耐震改修による所得税控除等の減税に関する制度等を普及させるため、町広報誌やホームページ、パンフレット等を通じて情報提供に努めます。

③ 関係機関との連携

所管行政庁の北海道及び近隣市町村との連携を深め、さらに(社)北海道建築士会や(社)北海道建築設計事務所協会、(社)北海道建築技術協会等の関係機関と協力しながら、効果的な施策及び促進策を検討するよう努めます。

また、住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織と地域の防犯・防災訓練とあわせて、住宅の耐震化について啓発活動を行うように働きかけます。

(2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策の概要

耐震診断・改修の支援

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的として戸建て木造住宅を対象に、各支庁において住宅相談の一環として一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を実施していることから、町民に対してホームページや広報誌等により情報提供を行い利用促進を図ります。

本町においては、一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を実施するとともに、耐震診断や耐震改修、建て替え等に関する助成制度を検討していきます。

住宅に係る耐震改修促進税制（所得税・固定資産税）

耐震改修工事に要する費用負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修促進税制が運用されています。耐震改修工事を行う必要のある住宅の所有者は、一定の要件を満たすと所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。

所得税額の特別控除

個人が、平成 25 年 12 月 31 日までに、町内の一定の区域内において、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修を行った場合、費用の 10%（20 万円を上限）を所得税から控除します。

住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）

所得税の減税は、計画に耐震診断もしくは耐震改修の補助事業を位置づけ実施しなければならない。

固定資産税額の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、改修の費用が 30 万円以上で現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（床面積 120 m²相当分まで）を以下の通り減額します。

- ・平成 18～21 年に耐震改修が完了した場合：3 年間 1/2 に減額
- ・平成 22～24 年に耐震改修が完了した場合：2 年間 1/2 に減額
- ・平成 25～27 年に耐震改修が完了した場合：1 年間 1/2 に減額

耐震改修に対する低金利融資

住宅の耐震補強や耐震改修工事を伴うリフォーム工事について、(独)住宅金融支援機構から工事費用の融資を受けることができます。

リフォーム融資

工事完了後の住宅部分床面積が 50 m² (共同建では 40 m²) 以上の住宅で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画の認定を受けた改修計画に従って行う耐震改修工事を伴う工事や、住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準に適合する耐震補強工事の費用について、以下の通り融資を受けることができます。

- ・ 融資限度額 1000 万円 (対象工事の 8 割以内)
- ・ 金利償還期間 1 ~ 10 年 : 1.97%
- (平成 22 年 1 月現在) 11 ~ 20 年 : 2.69%

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

室内の安全確保

地震時における、家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒は、人の負傷に加え、避難や救助活動の妨げとなる恐れがあります。室内における具体的な安全対策としては、食器棚等の固定、窓ガラスの飛散防止フィルムの利用等があげられます。本町では、町民に対してホームページや広報誌等により、安全対策の知識の普及を図ります。



福岡県西方沖地震による
外壁・窓ガラスの破損

エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年7月23日、最大震度5強を記録する千葉県北西部地震が発生し、首都圏では約6,400台のエレベーターが運転休止、そのうち78台において閉じこめ事故が発生しました。

本町では「エレベーターの地震防災対策の推進について」(社会資本整備審議会建築分科会,H18.4)を踏まえ、建築基準法によるエレベーターの定期検査等を活用し、エレベーター所有者、管理者等へ地震時における事故防止等に関する対策をとるよう周知し安全確保に努めます。

工作物等の安全対策

昭和53年の宮城県沖地震や平成15年の十勝沖地震では、耐震対策が不十分なブロック塀等が数多く倒壊し、その下敷きとなって多くの人が犠牲になりました。また、倒壊したブロック塀等は、地震後の避難や救急、消火活動に支障をきたす可能性があります。

本町では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、緊急輸送道路や避難路、通学路等を中心に、規格にあていないものや老朽化したものの安全対策を進めるよう啓発に努めます。



福岡県西方沖地震による
ブロック塀の倒壊

また、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等落下の危険性のあるものについては現地調査等を行い、必要な改善指導を進めます。

(4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

町が所有する建築物のうち、災害時に特に重要な施設である庁舎や消防施設等の災害対策本部・災害対策拠点施設の耐震化率は60.0%、学校等の避難収容施設の耐震化率は83.3%となっていることから、今後、優先的に計画的な耐震診断及び耐震改修を推進していきます。

また、多数の者が利用する特定建築物（法第6条第1号）は耐震化率が100%となっていますが、その他の危険物を取り扱う特定建築物（法第6条第2号）、緊急輸送道路に面する特定建築物（法第6条第3号）については、重点的に耐震化の啓発や情報提供を進めていきます。

(5) 重点的に耐震化すべき区域

地震発生時における、避難や救急・消防活動の実施、避難者への救援物資の輸送のため、緊急輸送道路沿道や避難路に沿った地区、古い木造住宅が比較的多い地区等を対象として、重点的に耐震化の啓発や情報提供を進めていきます。

第4章 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 「揺れやすさマップ」・「地域危険度マップ」の作成・公表

「揺れやすさマップ」は想定地震による震度（揺れの大きさ）を、「地域危険度マップ」は各地域における想定地震による建物の全壊率を示したものです。

マップは、事前に地域の地震による危険度を周知し、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進するために作成したものであり、広報誌やホームページ等で公表します。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、建設課において耐震診断・改修の相談窓口を開設し、北海道や関係団体、関係各課と連携して町民からの問い合わせに対応するとともに、パンフレット等の各種資料や、耐震診断・改修に係る費用等の情報提供、建築関連機関や技術者等の紹介を行っていきます。

また、広報誌やホームページ、講習会の開催等を通じて情報提供を行っていきます。



パンフレット

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、リフォームの際に併せて行うことで工事経費を抑えることができます。本町では、相談窓口や各種イベントの機会を通して、リフォームとあわせ耐震改修工事を実施することを広報していきます。

(4) 地域との連携

地震による被害を軽減するためには、地域において町内会や自主防災組織等が連携して被災者の救助を行う等の共助の取り組みや、日ごろからの危険箇所の点検や耐震化の促進に向けた啓発・広報活動など重要な役割が期待されます。

このため、本町は、地震防災や耐震診断・改修等に関して、必要となる情報の提供や防災訓練、危険箇所の点検などの支援を行います。

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

北海道は、所管行政庁として、全ての特定建築物所有者に対して法第7条の規定に基づく指導・助言を実施するとともに、指導に従わない建築物の所有者については必要な指示を行い、指示にも従わない建築物の所有者については、その旨を公表します。

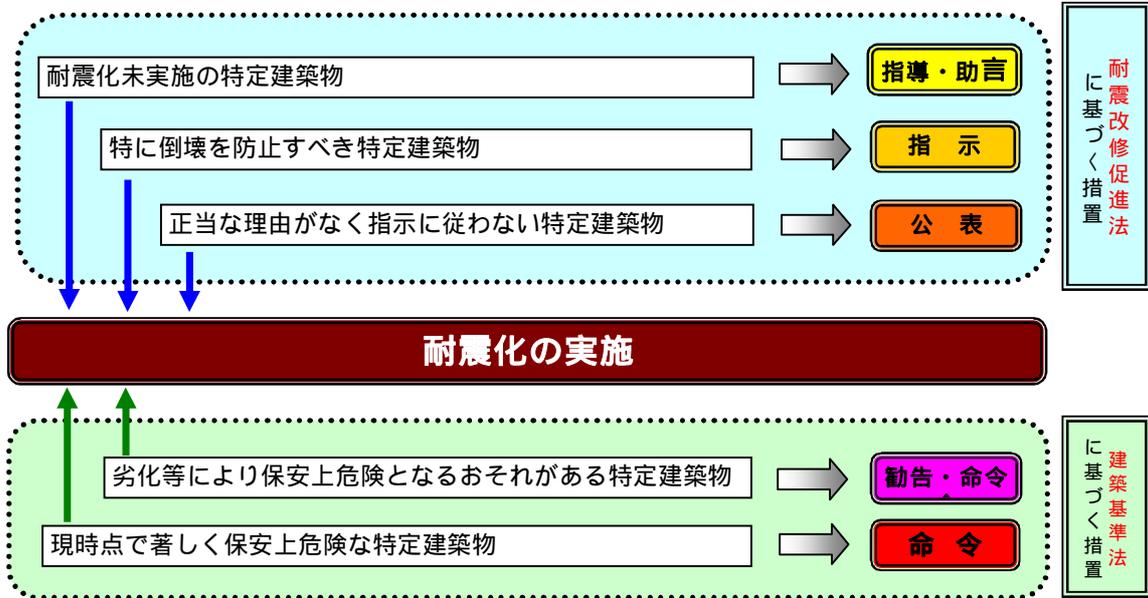
耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等

| 区 分 | 法の内容 | 方 法 |
|------------------------------|---|--|
| 努力義務 特定建築物 (法第6条) | 耐震関係規定に適合しない特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める義務がある。 | |
| 指導及び助言 特定建築物 (法第7条第1項) | 所管行政庁は、特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等実施の啓発文書の送付 ・特定建築物の所有者を対象とした耐震診断、耐震改修の必要性の説明会開催 ・耐震診断等の相談受付 |
| 指示 特定建築物 (法第7条第2項) | 所管行政庁は、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施すべき具体的な事項を明示した指示書の交付 |
| 公表 特定建築物 (法第7条第3項) | 所管行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が正当な理由がなく、指示に従わない場合はその旨を公表することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公表の方法は他の所管行政庁と協議のうえ決定 |

所管行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。(耐震改修促進法 第2条)比布町の建築物については北海道が所管行政庁。
 建築主事とは、建築基準法にもとづき建築計画の確認等を行うために、知事または市町村長が任命した者。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第7条第3項に基づく指導・公表等を行ったにもかかわらず、必要な対策を行わない特定建築物の所有者に対して、北海道は特定行政庁として建築基準法第10条による勧告・命令の実施についての基準、方法を明確にし、これらの手続きに基づき勧告・命令を確実に行うことで耐震化を促進します。



特定建築物の耐震化を促進するための指導フロー図

建築基準法による勧告又は命令

| 公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合 | | |
|---|--|--|
| 勧告 | 命令 | 命令 |
| 建築基準法第10条第1項 | 建築基準法第10条第2項 | 建築基準法第10条第3項 |
| <p>特定行政庁は、(中略)損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> | <p>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> | <p>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> |

特定行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。(建築基準法 第2条)比布町の建築物については北海道が特定行政庁。

第6章 その他耐震化の促進に関する事項

(1) 所管行政庁との連携

耐震改修促進法第6条に規定されている多数の者が利用する建築物や、緊急輸送道路等の地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物等の特定建築物の所有者に対し、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、法第7条に基づく指導及び助言等を行い、特定建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めていきます。

(2) 関係団体との連携

(社)北海道建築士会、(社)北海道建築設計事務所協会、(社)北海道建築技術協会など、道内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を図ります。

(3) 関係部局との連携

町有建築物は、災害対策拠点や避難収容拠点など災害時に重要な役割を担うことから、建築物の所管部局と連携を図りながら計画的な耐震化を推進します。

(4) 計画の進行と管理

平成27年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の進捗状況や、町有建築物や特定建築物等の耐震化の進捗状況、耐震化の普及・啓発に向けた施策の実施状況等を定期的に確認し、適切な進捗管理を行います。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改訂等に対応して、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

巻末資料

- 資料 - 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）…………… 資- 1
- 資料 - 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令…………… 資- 4
- 資料 - 3 特定建築物の一覧 …………… 資- 8
- 資料 - 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針…………… 資-10

【資料 - 1】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発 令 平成 7年10月27日法律第123号

最終改正 平成18年 6月 2日法律第 50号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の

耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐

震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【資料 - 2】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

発 令 平成 7年12月22日政令第429号

最終改正 平成19年 8月 3日政令第235号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの

四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

【資料 - 3】 特定建築物の一覧

1 特定建築物（多数の者が利用する建築物）

法第6条第1号、同施行令第2条に定められた建築物です。

| No | 用途 | | 特定建築物の規模要件 | 指示対象となる規模要件 ^() |
|----|---|----------------------------|--|------------------------------|
| 1 | 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000m ² 以上 屋内運動場の面積を含む | 1,500m ² 以上 同左 |
| | | 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 2 | 体育館（一般の公共の用に供されるもの） | | 階数1以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 3 | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 4 | 病院、診療所 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 5 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 6 | 集会場、公会堂 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 7 | 展示場 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 8 | 卸売市場 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 9 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 10 | ホテル、旅館 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 11 | 賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舍、下宿 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 12 | 事務所 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 13 | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 14 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 15 | 幼稚園・保育所 | | 階数2以上かつ500m ² 以上 | 750m ² 以上 |
| 16 | 博物館、美術館、図書館 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 17 | 遊技場 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 18 | 公衆浴場 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 19 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 20 | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 21 | 工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く） | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 22 | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 23 | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| 24 | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |

2 その他の特定建築物

法第6条第2号及び第3号、同施行令第3条及び第4号に定められた建築物です。

| No | 用途 | 特定建築物の規模要件 | 指示対象となる規模要件 ^() |
|----|--|-------------------------------|----------------------------|
| 1 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物 | 500m ² 以上 |
| 2 | 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 政令で定める高さを越える建築物 | |

指示対象となる規模要件とは、特定建築物の所有者が特定行政庁の指導等に従わない場合、指示することが出来る建築物の規模を示しています。

3 政令で定める危険物の数量一覧

法施行令第3条に定められた危険物です。

| 危険物の種類 | 危険物の数量 |
|--|--|
| 1 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実砲 ト 空砲 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品 | 10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 k m 500 k m 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t |
| 2 消防法第2第7項に規定する危険物 | 危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 |
| 3 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類及び備考第8号に規定する可燃性液体類 | 可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³ |
| 4 マッチ | 300 マッチトン |
| 5 可燃性のガス(7及び8を除く) | 2 万m ³ |
| 6 圧縮ガス | 20 万m ³ |
| 7 液化ガス | 2,000 t |
| 8 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る) | 毒物 20 t 劇物 200 t |

【資料 - 4】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示 平成18年 1月25日国土交通省告示第184号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であるとめられる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成15年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約4,700万戸のうち、約1,150万戸（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成10年の約1,400万戸から5年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは5年間で約32万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約36万棟のうち、約9万棟（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに、少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。

しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、

適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようになるための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の

建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。